〇令和五年デジタル庁告示第三号(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付)

(令和五年三月三十一日)

(デジタル庁告示第三号)

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和五年度大阪府大東市新型コロナウイルス感染症対策に係るマイナンバーカード普及促進給付金(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和五年度大東市一般会計当初予算における、大阪府大東市から、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の交付を受けた公的給付支給等口座登録者(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第三条第四項に規定する公的給付支給等口座登録者をいう。)に支給される給付金をいう。)

附 則

この告示は、公布の日から適用する。